

先生各位

診療報酬算定方法の一部改正・実施料の変更および 検査実施料新設項目に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記のとおり、保医発 0628 第 4 号にて診療報酬算定方法の一部改正、それに伴う実施料の変更および検査実施料が新設された項目につきましてご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

● 診療報酬算定方法の一部改正

《適用日》 令和 4 年 7 月 1 日より適用

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) (略) (18) SARS-CoV-2 核酸検出 ア SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ～オ (略)</p> <p>(19)～(29) (略) (30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症</p> | <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) (略) (18) SARS-CoV-2 核酸検出 ア SARS-CoV-2 核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、HTLV-I 抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ～オ (略)</p> <p>(19)～(29) (略) (30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリー B の感染</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>イ～オ（略）</p> | <p>性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、HTLV-I 抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、HPV 核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>イ～オ（略）</p> |

● 検査実施料の変更：当社受託項目

《変更日》 令和 4 年 7 月 1 日（月）受付分より

《変更内容》

| 総合検査案内 | 検査コード | 検査項目名称 | 変更内容 | 変更後 | 変更前 | |
|--------|-------|---|------|-------|-------|---------|
| P.127 | 7235 | 新型コロナウイルス核酸検出 【RT-PCR 法 (リアルタイム PCR 法)】 | 実施料 | 700 点 | 850 点 | |
| | 6419 | | | | | 唾液 |
| | 8125 | | | | | 鼻咽頭ぬぐい液 |
| | 8158 | 鼻腔ぬぐい液 | | | | |
| | 8151 | 新型コロナウイルス核酸検出 【TMA 法】 | | | | 唾液 |

※ その他の検査内容に変更はございません。

《変更理由》 診療報酬算定方法の一部改正に伴う変更

● 検査実施料新設項目

《適用日》 令和4年7月1日より適用

《新規収載項目》

| 検査項目 | 実施料 / 判断料 | 医科点数表区分 | 当社における検査実施状況 |
|--|---|--------------------------------|--------------|
| SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出 | 700点 / 微生物（150点） | 「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」2回分に準じる | 未実施 |
| | <p style="text-align: center;">注 釈</p> <p>SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出</p> <p>ア SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出は、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びRSウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2及びRSウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>イ COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>ウ COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日健感発0225第1号）の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>エ SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出を実施した場合、RSウイルス抗原定性、SARS-CoV-2核酸検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）については、別に算定できない。</p> <p>オ 本検査を算定するに当たっては、HPV核酸検出の「注」に定める規定は適用しない。</p> | | |
| 主な測定目的 | | | |
| 生体試料中のSARS-CoV-2RNA、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のRSウイルスRNAの検出（SARS-CoV-2感染又はRSウイルス感染の診断補助） | | | |

《新規収載項目》

| 検査項目 | 実施料 / 判断料 | 医科点数表区分 | 当社における検査実施状況 |
|--|-------------------|---------------------------|--------------|
| コクリントモブ ロ テイン (CTP) | 460点 / 生化I (144点) | 「D007」血液化学検査 の「63」に準じる | 未実施 |
| | 注 釈 | | |
| <p>コクリントモブロテイン (CTP) 検出</p> <p>ア コクリントモブロテイン (CTP) 検出は、ELISA 法により、外リンパ瘻を疑う患者に対して、診断のために中耳洗浄液中のコクリントモブロテイン (CTP) を測定した場合に、血管内皮増殖因子 (VEGF) の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める適正使用指針を遵守すること。</p> <p>イ 本検査を実施した場合、検体検査判断料については、尿・糞便等検査判断料を算定する。</p> | | | |
| 主な測定目的 | | | |
| 中耳洗浄液中の Cochlin-tomoprotein (CTP) の測定 (外リンパ瘻の診断の補助) | | | |